

No. 35 扶桑町

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
生活安全部 環境課		0587-92-4112	直通	0587-93-2034
住所	〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330		担当者氏名	小山 勝己
URL	https://www.town.fuso.lg.jp		E-mail	kankyou_sc@town.fuso.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	補助金(限度額)		
	設置費	宅内配管工事費	撤去費
5人槽	332,000	330,000	みなし浄化槽にあつては15万円 汲み取り便槽にあつては12万円
7人槽	414,000		
10人槽	548,000		

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象とならない
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
5	4	1					10

前年度実績基数(38基)

(3) [補助対象地域]

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた区域を除く扶桑町全域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

既存のみなし浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、別表第1に規定する消費電力以下の浄化槽を設置する者
※表1(第3条関係)

浄化槽の消費電力基準

(単位W)

人槽区分	通常型	高度処理型 (BOD10mg/l以下)	高度処理型 (りん除去型)
5人槽	39	53	83
6人槽及び7人槽	55	75	90
8人槽から10人槽	75	102	157

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③ 実績報告時に扶桑町に住所を有しない者(扶桑町に居住しようとする者を除く)
- ④ 自らの居住を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤ 5～10人槽以外の浄化槽を設置する者
- ⑥ 既設の建物を取り壊し住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、浄化槽を設置する者
- ⑦ 町税を滞納している者
- ⑧ 扶桑町暴力団排除条例(平成24年扶桑町条例第3号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し(受付印のあるもの)又は建築確認通知書(し尿浄化槽調書を含む)の写し
- ② 設置場所の案内図
- ③ 住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
- ④ 配置図及び配管図(みなし浄化槽又は便槽の位置及び新設の浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの)
- ⑤ 既存のみなし浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び位置図
- ⑥ 平面図(面積計算式・総面積記入)
- ⑦ 浄化槽設置工事費見積書の写し(工事費見積書は、撤去費及び宅内配管工事費が確認できるものである)

こと)

- ⑧浄化槽設置工事請負契約書の写し
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）
- ⑩浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑪浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士については特別講習修了証書の写し
- ⑫型式適応認定書及び仕様書・図面
- ⑬浄化槽の法定検査、保守点検、清掃の実施誓約書
- ⑭みなし浄化槽又は汲み取り便所廃止誓約書
- ⑮その他町長が必要と認める書類

（8）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽の設置等に要した費用の領収書及び請求書の写し（請求書は、撤去費及び宅内配管工事費が確認できるものであること）
- ③浄化槽法定検査依頼書の副本
- ④次に掲げる施工中の写真
 - ア 既設みなし浄化槽又はし尿汲み取り便所の廃止の状況を示す写真
 - イ 浄化槽設備士が工事を実地に監督していることを証する写真
 - ウ 基礎工事の状況を示す写真
 - エ 据付工事の状況を示す写真
 - オ かさ上げの状況を示す写真
 - カ 配管の状況を示す写真
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑥既存みなし浄化槽を廃止した場合は、浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑦みなし浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃記録の写し
- ⑧浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑨その他町長が必要と認める書類

（9）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限15万円の上乗せ補助を行っている
- ②くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ③みなし浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に上限33万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください